

都市計画道路補助第216号線
 (鎌田三、四丁目及び大蔵六丁目)
みちづくりニュース No. 1

平成30年9月発行
 発行：世田谷区道路・交通政策部
 道路計画課
 〒154-8504
 世田谷区世田谷4-21-27
 TEL 03(5432)2537
 FAX 03(5432)3067

事業概要と測量調査についての説明会を開催しました。

平成30年9月5日(水)、鎌田区民センター第1会議室で、都市計画道路幹線街路補助線街路第216号線(鎌田三、四丁目及び大蔵六丁目)(以下、補助216号線と表記します。)の事業概要及び測量調査に関する説明会を開催しました。

当日は、29名の皆様にご参加いただきました。

このニュースでは、当日ご説明した内容と主なご意見やご質問に対する区の考え方についてご報告いたします。



説明会当日の様子

説明概要

1. 事業概要について
 - 1) 補助216号線について

■計画の概要

補助216号線は、昭和41年に都市計画決定された都市計画道路で、全体としては世田谷区鎌田三丁目を起点に、杉並区宮前五丁目を終点としている多摩堤通りから杉並区へとつながる区内南北方向の重要な路線です。総延長が約8,600m、計画幅員は16mで都市計画決定しています。



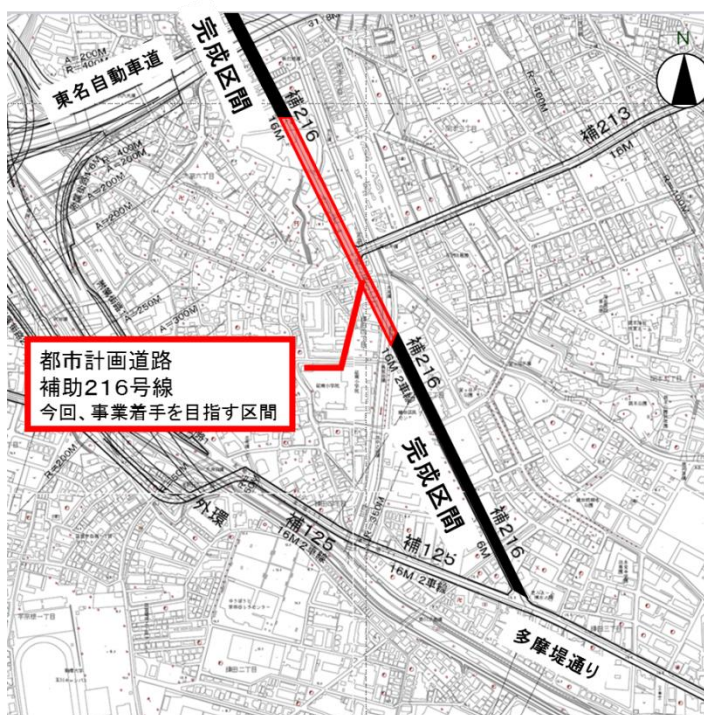
■位置

右図の赤色の区間が、今回、事業着手を目指す区間で、延長は約390mです。

■補助216号線の位置づけ

都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、補助216号線は、平成37年度までに事業着手すべき優先整備路線に選定されています。

また、区の方針である「せたがや道づくりプラン（平成26～35年）」では、未整備の都市計画道路などについて、計画期間内に事業着手を目指す路線を優先整備路線としており、補助216号線は、その中でも特に早期整備が望ましい路線に位置づけています。



補助216号線位置図

2) 補助216号線の整備による効果

補助216号線の整備による主な効果は以下のとおりです。

効果① 主要生活交通軸の整備

世田谷区の西部地域は基盤整備が遅れており、区西部の主要生活交通軸である補助216号線を整備することで南北交通の強化などを図る。

効果② 交通処理機能の向上・通過交通の転換

東名高速北側のI期区間と連続した整備を進めることで、世田谷通り、多摩堤通りがつながることによる利便性の向上を図ると同時に、歩車道を分離し、連続した歩道を設置することで歩行者等の安全性を確保する。

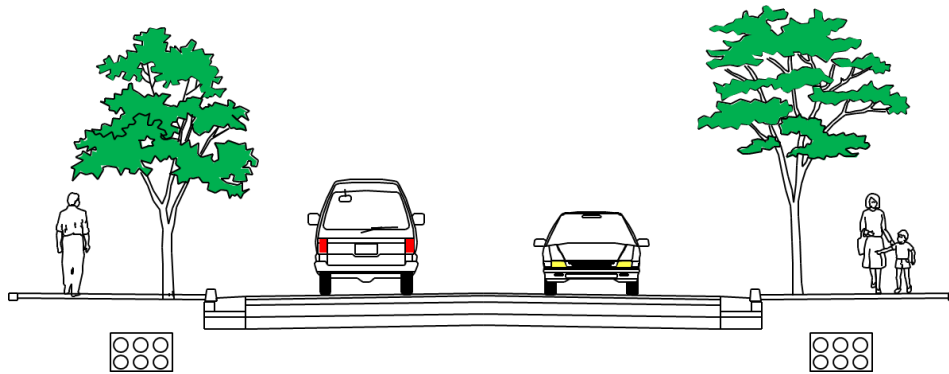
効果③ 公共交通不便地域の解消

本区間の整備は路線バスなど公共交通の導入可能性の検討の具体化や公共交通不便地域の解消が期待できる。

3) 整備イメージ（断面構成）

補助216号線の整備の方向性としては、車道と歩道を分離することで、歩行者の安全性を確保します。

また、自転車走行環境の形成や電線類の地中化による安全で快適な歩行空間の確保などユニバーサルデザインの視点を踏まえるとともに、道路内の緑化の充実による連続したみどりの空間の創出など環境の向上についても検討していきます。



※歩道の幅など、幅員の内訳は交通管理者との協議により決定します。

2. 測量調査について

今回実施する測量調査は、以下の2つの調査になります。

現況測量・・・道路、建物、塀などの位置・形状を調査し、計画道路の精密な位置を明らかにする測量調査

用地測量・・・道路計画線内側と重なる面積を明確にする測量

1) 現況測量について

■現況測量の内容

- ・現在ある道路、建物、塀などの位置・形状について測量調査を行います。
- ・既存道路の調査（現況の確認、境界杭の有無）などを行います。
- ・現況測量調査結果を基に、都市計画道路の精密な位置を明らかにして現地に示します。

■現況測量の範囲

測量範囲は右図のとおり、計画道路の区域とその周辺地域を対象としています。

なお、建物や道路の形状などにより範囲が多少変わる場合もあります。



測量範囲：
計画線内及び計画線の
両側約20m程度

- 補助216号線
(今回、事業着手を目指す区間)
- 現況測量範囲

2) 用地測量について

■用地測量の内容

- ・道路計画にかかる土地について、現地において土地権利者の立会いのうえ、隣接する道路や土地との境界の位置を確定します。
- ・境界確認に基づき、道路計画線の内側となる土地の測量を行い、用地取得に必要な面積を確定します。

※今回のエリアは地籍調査実施済み（大蔵六丁目第二工区及び鎌田四丁目第二工区）のため、原則、現地での境界確認（立会い）及び境界測量作業は行いません。ただし、地籍調査で境界が確定していない土地（筆）や地籍調査実施後に、形状などに変化のあった土地（筆）につきましては、これらの作業が必要となります。

■用地測量の範囲

用地測量の範囲は、道路計画線にかかる土地とその隣接地が対象となります。
※道路計画線の位置は3ページ目の現況測量の範囲の図をご覧ください。

■用地測量の進め方

①資料調査

土地の面積を計算した図面や過去に行われた隣接地との土地境界確認書や、法務局で発行されている地積測量図などについて、資料調査を行います。

②境界確認立会い 【今回は省略】

土地境界確認では、現地の杭、プレート、鋳といった境界標を土地権利者の皆様で確認します。

③境界測量 【今回は省略】

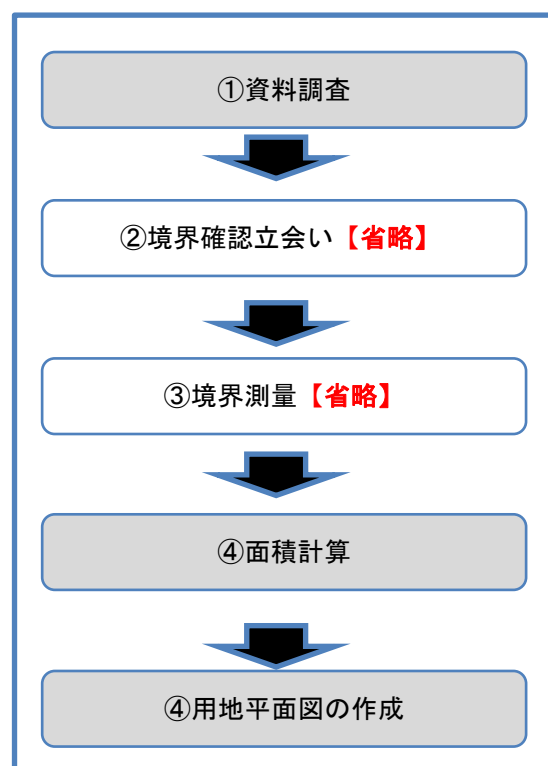
現地立会いで皆様の境界線に関する合意がなされれば、現地に境界標を設置します。

④面積計算

各土地の境界確定後、道路の計画線にかかる面積を計算します。

⑤用地平面図の作成

各土地（筆）に道路用地面積を示す用地平面図を作成します。



用地測量の流れ

■測量受託業者

測量調査作業は、以下の測量業者に委託して行います。

測量作業を行う際、測量受託業者は区が発行する身分証明書を携帯し、世田谷区と書かれた腕章を着用して作業します。また、土地に立ち入る場合には、事前に測量受託業者が皆様に声掛けいたします。

測量調査期間：平成30年9月下旬から平成31年2月（予定）

測量作業時間：原則、平日午前8時30分から午後5時頃まで

測量調査会社：大部測地設計株式会社（担当：瀧田）

電話 03（3709）7725



腕章

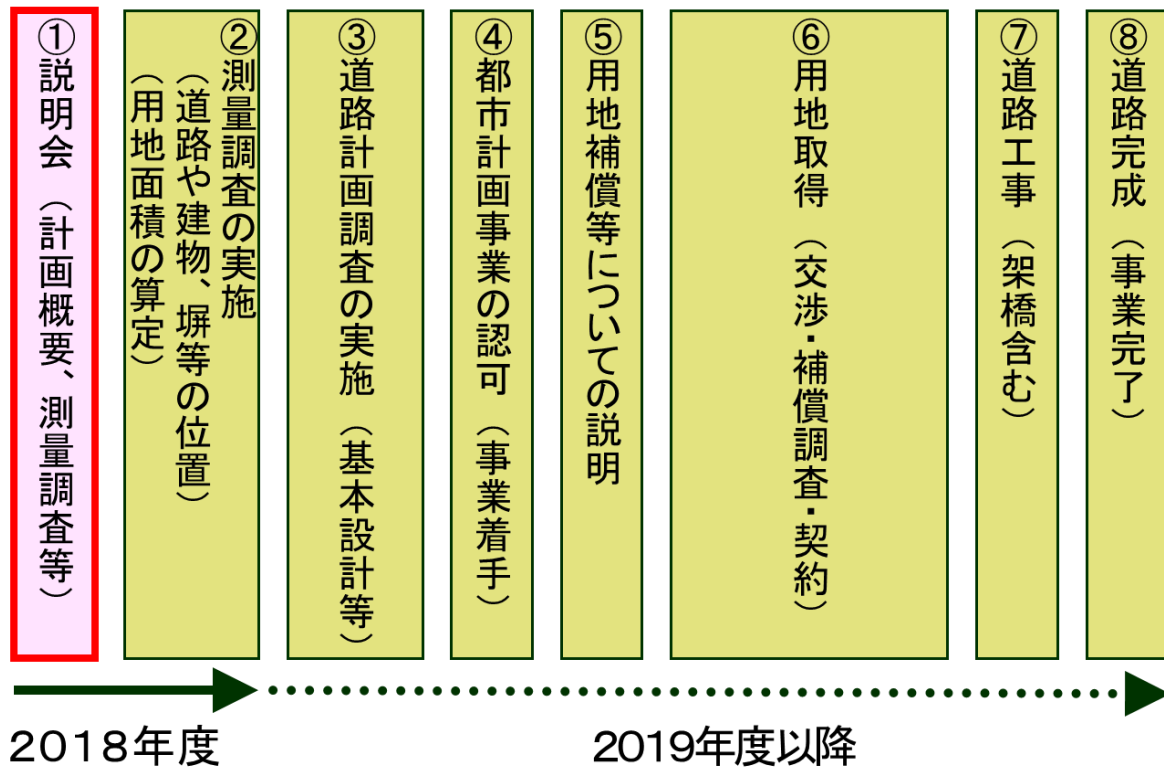
○○世□□第 号	注 意
身分証明書	
氏名 _____ 昭和 年 月 日生 勤務先 _____ 住 所 _____ 上記の者は世田谷区施行の下記委託に従事する者であることを証明する。 記 1. 委託件名 _____ 2. 委託箇所 _____ 3. 委託期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 平成△△年△△月△△日 世田谷区長 ×× ×× 公印	顔写真 1. この証明書は、標記委託に従事する場合には、必ず携帯し、関係人の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。 2. この証明書の記載事項は訂正しない。訂正したものは無効とする。 3. この証明書は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。 4. この証明書を紛失したときは、すみやかに世田谷区長へ届け出なければならない。 5. この証明書の有効期間は、委託期間とし、有効期間を経過したときは、すみやかに世田谷区長へ返還しなければならない。

身分証明書

3. 今後のスケジュールについて

事業着手時期や事業期間については、測量調査の進捗状況や近隣の事業中路線の事業スケジュールを考慮しながら、事業を認可する東京都とも調整を行い、検討していきます。今後の具体的な進捗状況はみちづくりニュースなどでお知らせします。

9/5



主なご意見・ご質問について（Q. 出席者のご意見等 A. 区の方）

Q. 事業認可の取得はいつごろを予定しているか。

A. 事業認可の取得に向け、今回説明させていただいた測量作業を実施し、基本的な設計の考え方を整理していきます。それを踏まえて、都市計画事業の認可権者となる東京都や、交通管理を行う警察等との協議を行い、概ね2カ年程度での事業着手を目指します。

Q. 用地を取得する時期について教えてほしい。

A. 事業認可後、事業期間を10年程度と想定しており、その大部分が用地取得の作業期間となります。事業期間の中で、用地取得の時期についてご希望があればご相談ください。

- Q. 建ぺい率や容積率が変わらなければ、現在の土地での再建はできないと考えている。用地買収の時点で建ぺい率と容積率は変わるのか。
- A. 補助216号線は地域の骨格となる道路であるため、沿道のまちづくりについて検討していかななくてはならないと考えています。建ぺい率や容積率の変更の可能性と時期も含めて、関係所管と調整していきます。
生活再建の考え方は、残った土地や近傍での再建等さまざまです。まずは職員にご相談ください。
- Q. 建ぺい率や容積率の変更があった事例はあるのか。
- A. 建ぺい率や容積率の変更を実施した事例はあります。他事例では、地区計画の策定とあわせて、用途地域や建ぺい率、容積率の検討を行っています。
- Q. 今回の測量結果をもとに、道路計画線の中心と幅員を決めるのか。
- A. 現段階での計画図の縮尺は2,500分の1ですが、今回の測量で、250分の1まで精度を上げ、地形地物等の場所の確認や計画の中心線を明確にし、計画線の位置を決定します。

【お問い合わせ先】

世田谷区

道路・交通政策部 道路計画課 担当 渡邊、光田、飯田

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 03(5432)2537 FAX 03(5432)3067

※「みちづくりニュースNo.1」や説明会で使用した説明資料については、区のホームページで公開しています。

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/124/379/381/d00161980.html>